

SOS ニュース

「お墓の引越し」には、どういう手続きが必要ですか

旧来、お墓は「家のお墓」として家督相続制度と一体に「家」を相続する人が先祖代々のお墓や位牌を承継するのが当然とされてきました。

しかし、近年社会の変革や家族の形そしてお墓に対する考え方が変わりつつあることからお墓に関するいろいろな問題が浮き彫りになってきました。

散骨、樹木葬といった必ずしもお墓を作らない葬送のかたちやお墓そのものも従来の「家墓」のほか「両家墓」「夫婦墓」「個人墓」「合同墓」と多様なお墓が現れました。また、墓地も従来の「境内墓地」、「公営墓地」、「民間共同墓地」（いわゆる分譲墓地）に加え「納骨堂」「樹木葬墓地」等があります。そのほか田舎にみられる個人の敷地にあるその家だけの墓地、一族だけが葬られている墓地も残っています。

このようなお墓に関する状況が変化していくなかで、両親をはじめ先祖代々のお墓が遠方であって、また縁戚の人も少なくなっておりお参りもままならないので近くの墓地にお墓を移したいという相談が多くなりました。「お墓の引越し」にはどのような手順と手続きが必要なのでしょうか。

概略次の通りとなります。

- ① 改葬先の墓地を購入する。
- ② 現在の墓地のある市区町村（主に戸籍係、住民係）で「改葬許可申請書」をもらい現在の墓地の管理者（お寺等）の「埋蔵証明」を出してもらいそれを添付して申請する。
- ③ 市区町村から「改葬許可証」をもらえたら現在の管理者（お寺等）と遺骨の取出しそれに伴う儀式等の打ち合わせを行う。また、石材店（たいがいはお寺等の出入りの業者がいる。）と相談して墓石の処理、更地に戻す工事を依頼する。
- ④ 遺骨を取出しお墓を更地状態にして返還する。
- ⑤ 移転先の墓地の管理者に「改葬許可証」を提出して納骨する。

手順としては、以上ですが公共墓地の場合はともかくお寺の境内墓地の場合は、宗教儀式が伴うのが普通です。お墓を閉めるときには「閉眼供養」（魂抜きともいいます）お墓に納骨するときには「開眼供養」（魂入れともいいます）を行います。また、たいがいはお墓の所有者はそのお寺の檀家になっている場合が多いのですがこれからお世話になるお寺との入檀手続き、今までのお寺との離檀手続き等余り経験のない手続きや行事がありますのでよくお寺と打合せを

しておくことが必要です。(最近では檀家にならなくても墓地の使用を認めるケースもあります。)

また、「お墓の引越し」には様々な費用がかかります。新しい墓地の購入代金、墓石を立てる費用、管理料等比較的金額が明示されているものはおもかくとして、お墓の閉眼・開眼供養の費用、墓石の撤去処分・更地化費用、お寺の入棺・離棺料(お寺によってまちまちです。)等事前に確かめておきましょう。

以上

(参考 小学館「建てるお墓 継ぐお墓」杉村和美編 メモリアルアート大野屋冊子)

暮らし部会 本橋 克典